

政治的アリーナにおけるシステムとアクターの相克 (七) : 先進社会のイデオロギー

藪野, 祐三
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2205>

出版情報 : 法政研究. 67 (2), pp.81-107, 2000-11-17. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

政治的アリーナにおけるシステムとアクターの相克(七)

——先進社会のイデオロギー——

藪野 祐三

プロローグ 二一世紀へのシフト (以上第六五卷第二号)

第一部 思想にみる「システム」と「アクター」の相克

第一章 ホッブスの苦悩 (以上第六五卷第三―四号)

第二章 スミスの発見 (以上第六六卷第一号)

第三章 マルクスの飛翔 (以上第六六卷第三号)

第二部 構造の中のシステムとアクター

第四章 グローバル・システムの中のアクター (以上第六六卷第四号)

第五章 ナショナル・システムの中のアクター (以上第六七卷第一号)

第六章 ローカル・システムの中のアクター (以上本号)

エピローグ 二一世紀のテーマ (次号)

第六章 ローカル・システムの中のアクター

(1) 公共という概念

興味あることに、そして不思議なことに、とりわけ日本では、公共という概念は、官庁によって担われるという意識が一般的であった。この意識は特に自治体の中で、このペーパーでいえばローカル・システムの中で、ひときわ強かつたに違いない。しかし、現在もつともラディカルな課題は、果たして「公共」とは、何を意味するかという問いかけに他ならない。⁽¹⁾ というのも、「公共」概念がともすれば曖昧であり、その結果、「公共」という概念に責任を持つ主体、このペーパーでいえば責任を持つアクターが必ずしも明確ではなかったという問題が見え始めているからだ。このペーパーの主題からすれば、それはローカル・システムの中では、システムとアクターそのものが不鮮明だという問題に他ならない。⁽²⁾ そのため、「公共」という概念を今少し正確に理解するためには、いいかえればローカル・システムにおけるシステムとアクターを画定するためには、今一度「公共」を「公」と「共」に区別して考える必要がありはしないか。では、ローカル・システムにおける「公」と「共」の関係はどのような構造を持っているのだろうか。一般的に考えれば、「公共」という概念は以下のような構造を持っているとみなすことができる。すなわち、「公共」という概念そのものが指し示しているように、「公」という空間、あるいはサービスを「共」に支えるシステムが、公共概念に他ならない。そのことからすれば、「公」はシステムであり、「共」は当該システムを支えるアクターだと理解することができる。

しかし、不思議なことに「公」は明確に理解し、把握することができるものの、すなわち「公」とはシステムであるということは明確に理解できるものの、「共」とは何かについて、いいかえれば、システムを支えるアクターについて

は、必ずしも正確に理解されてきた訳ではない。

卑近な例でいえば、昨今の日本において、公的介護サービスが論議されるものの、そこには「公」の姿は見えるものの、反面、「共」の実態が極めて不鮮明なのだ。公的介護とは、その意味で、「公」が単独で担うサービスであって、公以外の他のアクターが参入して支えあうシステムを決して意味してはいない。そこに見えるアクターは、まさに「公」という単独のアクターに過ぎない。あるいはまた、金融機関破綻に際して、公的資金が導入されたが、公的資金の導入を決定したのは、政府という単独のアクターであり、そこには多様なアクターが切磋して関与した形跡は、極めて微弱だ。

いいかえれば、昨今の公的援助は、「公」の姿は確かに見えるものの、その公を支える共が見えないのだ。このような事例に典型的に見られるように、「公」はシステムであると同時に、即時的にアクターであるという考えが一般的なのかもしれない。端的にいえば、皮肉なことに「公」というシステムは、「公」というアクターによって担われているに過ぎないという、極めて奇妙な理解が成立する。

すでに述べたように、グローバル・システムであれ、あるいはナショナル・システムであれ、双方のシステムには、陰につけ陽につけ、システムとアクターを同一視することは困難であった。確かに、レント・シカーという資格をもったアクターが、システム全体の利益を代弁しようとした経緯は、グローバル・システムの中にも、そしてナショナル・システムの中にも、発見することができた。具体的には、グローバル・システムとアメリカというアクターの利益の同一性だ。すなわち、グローバル・スタンダードというシステムがアメリカン・スタンダードによって担われているのだ。いいかえれば、アメリカというアクターの利益がレント・シカーとしての役割を担い、グローバル・システムとしての立場を独占しているのだ。このような状況下では、少なくともシステムとアクターの相互が依存しあう関係を発見することができる。と同時に、システムとアクターは、明確に区別可能だ。

にも拘わらずローカル・システムの中では、システムとしての「公」とアクターとしての「公」が、混同され理解されてこなかったか。すなわちシステムとしての「公」、例えば公園と、アクターとしての「公」と例えば役所が極めて未分化な状態のまま、混同されてきたのではないか。その結果、公園は役所のものだという意識が支配することになる。公園は市民の共有財産Ⅱシステムであり、役所は単に公園を管理する組織Ⅱアクターに過ぎないのだ。にも拘わらず、多くの市民も行政もシステムとしての「公」とアクターとしての「公」を未分化のままに理解し、また一面では逆にそれを同一視しているという事実に出会う。

この問題に接近するためには、今一度、「公」の意味、そして「共」の意味を微分する必要があるはしないか。ではまず、「公」の微分から始めよう。問題は果たして、「公」とは何かという形で表出する。英語で「公」はパブリックと呼ぶ。英語の意味するパブリックは、日本語の意味する「公」とは、かなり相違しているといっても、あながち間違っているのではない。というのも、イギリスでは私立学校をパブリック・スクールと呼ぶ。すなわち王立学校、すなわちロイヤル・スクールに対して民衆が作った学校だという意味で、パブリック・スクールⅡ民衆学校と呼ぶ訳だ。このことから理解できるように、パブリックとは役所ではなく、民衆の意味に近い。

一般的にいつて、日本では、「公」とは「官」の意味であり、役所の意味に理解されているといつてよい。例えば役所のことを、官公庁と呼ぶ。そこには、官と公が同居している姿を見て取ることができる。そのことからすれば、果たして「官」は「公」なのか否かという疑問が、浮かび上がってくる。この問題を経験的に理解するために、日常的に利用されている「公」の事例を列挙してみよう。

例えば、私企業が営業しているバスの運賃は、公共料金と呼ぶ。また、バスのことを公共交通機関とも呼んでいる。この事例では、公運賃でもなければ、公共交通機関ではなく、あくまでも公「共」交通機関と呼ばれ、言葉の上だけであれ「共」の概念が意識されている。しかし同時に、私企業の行為が「公」の範疇に入れられている事実も、見過ごすこ

とはできない。

あるいは、私学であっても公教育の一翼を担っていると理解されている。私学とは、アクター論からいえば決して「官」ではない。そしてまた、「官」でない以上、通常そのまま鋭角的な「公」ではないと理解されている。しかし、いくら私学だからといって、教育の内容をほしのままにすることはできない。教育内容は、当然政府の審査対象となっている。では、私立学校と公立学校の相違は何か。この二種類の学校を区別すると、両者の間に存在するのは、その運営が租税でまかなわれているか、そうでないかという相違だけに過ぎない。というのも、教育内容は、私立学校教育であれ公立学校教育であれ、およそそれが教育である以上、政府「官」の管理下に置かれているからだ。誤解を恐れずにいえば、私学教育もまた、公教育の一翼を担っているのであって、私学というアクターが、教育という公的サービスを担っているのだ。

あるいは、病院についても同じことがいえる。公立病院と私立病院の差異は何か。およそそれが病院である以上、提供される医療サービスにおいて、概念的にいつて差異は無いはずだ。というのも、医療内容は、経営主体の相違に拘わらず、わたしたちの言葉からいえば、アクターの相違にも拘わらず、同一基準の医療サービスを提供することが、政府「官」によって義務付けられているのだ。もし医療機関が提供するサービスに差異がないとすれば、残された差異はその運営主体、すなわちアクターが行政であるか、そうでないかという違いに過ぎない。

このように理解してみると、輸送、教育、医療というサービスを担っているアクターは、「お役所」||「官」だけに留まらず、多様な民間のアクターが「公」というシステムを担うために参入しているし、さらにこのような民間セクターは「お役所」||「行政」||「官」よりもより一面では積極的に公的サービスを担っているケースが多い。³⁾このように整理してみると、問題は、果たして公的サービスを担う「共同」主体は何なのかという形で、より具体化してくるようになる。公的サービスの共同的支援という図式を描けば、公的サービスから「公」を取り出し、共同的支援から

「共」を取り出すと「公共」という概念が成立することになる訳だ。

この整理から、以下の二つの事実を発見することができる。すなわち、

「公」は「官」ではない

「公」は多くの「民」によって担われている

という二つの事実だ。さらにいえば、「公」の担い手の一部として「官」もまた、アクターとして位置付け可能なのだ。反転させていえば、「官」は「公」を支える一つのアクターに過ぎないのだ。そのように推論を重ねていけば、「公」を担うアクターには、少なくとも「官」以外に明確に「民」が存在しているという事実に出会う。

この推理をさらに働かせば、「公」と「官」と「民」は、それぞれ明確に異なる次元で語られるべきユニットだという事実突き当たる。この事実から、「公」と「官」と「民」の三者の関係をどのように理解すればよいのかという形で、問題はさらに一層具体的になってくる。それ以前に、一つ忘れてはならない点がある。

日常的には、わたしたちは以下の四つの言葉を、一面では無意識に使っている。それは「官」と「民」という言葉であり、さらに「公」と「私」という言葉だ。すなわち官・民・公・私⁴の四つが日常用語であり、それぞれは一對のペアをなしているという経験だ。それは、「官」と「民」のペアであり、「公」と「私」のペアだ。一般的にいえば、わたしたちは「公」∥「官」として、また「民」∥「私」として理解してはいないか。実は、この無意識的理解が、公共概念の発展を大きく妨げてはいないのか。問題は、「公」は「官」だけに留まらないし、また「私」は「民」だけに留まらないという問題意識をもつことができるかどうかにかかっている。というのもすでに交通・学校・病院の事例で述べたように、「公」というサービスを「私」も担っているからだ。そのことからすれば、問題は果たして官民公私とは、

図7-1 官民公私の関係図

システム \ アクター	官 (租税収入)	民 (事業収入)
公 (非営利的)	A	B
私 (営利的)	C	D

どのような関係を描いているかという形で、問題はより鮮明になるといえよう。

実は、この官民公私を明確に区別することによって、ローカルにおけるシステムとアクターの相克が明確になるといえよう。そしてまた、この相克は果たしてグローバル・システムの中におけるシステムとアクターの相克や、ナショナル・システムの中におけるシステムとアクターの相克と異なる相克を描き出すに違いない。

(2) 官民公私の構図

問題は、この官民公私の区分をどのように明確に設定するかにかかっている。すでに述べたように、「官」と「民」あくまでもアクターであり、公と私とはシステムであるという性質は、決して忘れるべきではない。⁵⁾ いま、この二つの概念を理解するには、より経験的な、そして日常的な事例に接する必要がある。というのも、官民公私の無自覚的使用を自覚的に区別することによって初めて、ローカル・システムにおける新たなシステムとアクターの相互関係が明確になるからだ。そこで、理解を容易にするために、今一度便宜的に官民公私を図として整理することにしよう。この整理図は、図7-1のように現すことができる。

そこで、この図をより容易に理解できるように、各マス目に位置する具体的な、そして経験的なサービス内容を以下に列挙しておくことにしよう。⁶⁾

- マス目 A…政府、自治体、公立学校、公立病院
- マス目 B…鉄道、電話、私立学校、私立病院
- マス目 C…競馬、競輪、公営レジャー施設、公営企業
- マス目 D…民間企業

再度確認しておくなら、「公」とは非営利活動をおこなうシステム、すなわち非営利活動をおこなう行為空間であり、「私」とは営利活動をおこなうシステム、すなわち営利活動をおこなう行為空間を、それぞれ意味している。

この具体的な事例から判断できるように、公的サービスを担っているアクターは、決して「官」だけではない。例えば再三述べたように、教育サービスの担い手＝アクターは、典型的には学校だが、学校教育は単に公立学校だけに限定されている訳ではない。私立学校も学校教育の重要な担い手＝アクターなのだ。同じことは、病院についてもいえる。医療の担い手は、公立病院だけではなく、多くの私立病院もまた医療の担い手であるという事実は、経験的に十分知られていることだ。

にも拘わらず、公立病院と私立病院の役割がわたしたちの間で同一の性質をもったものと位置付けられてはいないのは、何故か。そのことを理解するためには、今一度、官民公私の特質について、整理しておく必要がある。では、この四つのユニットを区別するメルクマールとは何なのか。端的にいえば、それは組織の営利性と組織の財源性だといえるよう。

まず、「官」と「民」が区別される最大の基準に、組織を維持するための財源の問題がある。「官」は典型的にその組織維持財源は、租税収入によって賄われている。そのため、「官」の運営には市民全体が関与⁷⁾できる。しかし「民」の運営には、租税収入が予定されてはいない。あくまでも、事業収益がその財源とされている。当然、「民」といえども

「官」からの助成金があり、必ずしもすべての財源が事業収益で賄われている訳ではない。しかし概念的にいつて、「官」は租税によって、「民」は事業収益によって維持されていると考えることができる。まず、第一の相違は、このように組織維持に租税が介入するか、あるいはしないかという点が上げられる。

しかし、注意しなければならない点がある。それは、財源が租税から自由であるというだけで、組織の運営に直接的であれ、間接的であれ、社会的な参加を拒否できないという点だ。例えば、私立学校の場合、組織維持自体はまさに事業収入によって賄われている。にも拘わらず、サービスが公的であるがために、営利を目的として学校運営を図った場合、社会的制裁、あるいは社会的非難が多発するのは、日常的に数多く経験している。同じように、病院経営もまた、私立病院であれば事業収益で賄われているにも拘わらず、そのサービスが公的であるが故に、営利目的を掲げることは社会的批判を浴びる。また、昨今では開かれた学校運営、開かれた病院経営が求められており、単に営利問題だけに留まらず、組織運営にも一定の社会的参加を求めなければならなくなってきた。

このように、一旦税を介入させた時点で、営利の追及が社会的批判的となる訳だ。しかし逆に租税を介入させない組織といえども、一旦社会に提供するサービスが「公」のものであると認知されるなら、決して営利追及を全面的に組織の活動目標として掲げることができないのだ。その意味で、税の介入とサービスのあり方の双方が、行為の意味が「公」的であるか否かを決めるカギとなっている。

では「公」と「私」を区別する基準は、何か。第二の点だ。端的にいえば、それは営利性の追求に他ならない。当然「私」は事業収益を専らとするサービス空間であることは、広く認知されている。それに対して「公」は、公益の実現を専らとするサービス空間であると認知されている。しかし「公」と「私」は、あくまでも相対的な空間関係にあるとみなすことができる。例えば私企業にあっても「勤務中の私用電話禁止」という張り紙は、私企業にも「公」用と「私」用の区別があるということ、いいかえれば、私企業にも「公」があるということを意味している。端的にいえば、

より上位のシステムが「公」を担い、それに相対して下位のシステムが「私」を担う。しかし、典型的に「公」とは権力中枢を担うアクターによって支えられたシステムを指す場合が多い。具体的には国家であるとか、自治体などの政治組織だ。そのことは別としても、ここで確認できる点は、「公」は利益のより一般性を求める空間システムであるのに対して、「私」は利益のより個別性を求める空間システムであるという両者の相違だ。まさにこの利益の一般性と個性は、相対的状况によって決定されるので、本来的に利益が一般的なものか、あるいは個別的なものかを決定することはできない。

この図式に見られるように、「官」の非営利的性質と「民」の営利的性質を確認できる。しかし巷間、「公」非営利的の性質と「官」租税収入という「官」に関わる二つの働きが未分化のまま理解される一方、逆に「私」営利的の性質と「民」事業収入という二つの働きはつねに同じものだと理解されている。その典型が、民間企業だ。

しかしいくら民間企業といえども、すでに述べた学校や病院などは、営利追求を前面に掲げることとはできない。さらに公共性の高い運輸部門などにおいて、民間企業が運営するバスの運賃は、決して自由裁量で決定できるものではなく、あくまでも政府の許認可が必要だ。そのことは一体何を意味しているのだろうか。端的にいえば、「民」であろうとも、当該民が提供するサービスの性質が公的であるために、営利のみを追求することを禁じているためなのだ。このことからすれば、「民」という事業性は、サービス内容によって公に大きく規定されている訳だ。

反対に、「官」といえども、営利性を追求しなければならない部門も存在する。例えば、「官」といっても事業部門、例えば市営バスなどは、営利を追求しないまでも、営利性を無視して運営することは不可能だ。あるいは、病院もそうだ。不思議なことに、公立病院は営利を追求することから、まったく除外されていた。その結果、昨今の行政赤字問題の中で、官部門における営利性の見直し、すなわち官といえども、営利性を追求しなければならないという財政再建問題が浮上している。

民の病院は営利性を追求すると社会的非難を浴びる一方、官の病院はあまりにも営利性を追求してこなかったために、社会的非難を浴び始めているのだ。果たして問題は「民」も「官」も、営利性から決して自由でありえないという事実が、大きくわたしたちの前面に立ち現れているといえよう。

いずれにしろ、ここで確認できる点は、「公」は営利追及を目的としないサービスが求められる空間であるのに対して、「私」は営利追及を目的とすることを許される、あるいはもつと積極的に営利追求そのものを目的としたサービスが求められている空間だといえよう。

興味あることに典型的な問題は、企業はこのマス目のいずれに位置付ければよいのかという点にある。歴史的にマルクス主義の強かった日本では、企業は民間アクターであり、私的サービスを提供する組織だという考え方が、支配的であった。そしてまた営利を追求することが、社会的に是認されている組織であった。というのも、この「官」と「民」を区別する要素の一つに、営利性追求の問題があるからだ。一般的に「官」は営利を追求しないが、「民」は営利を追求すると理解されている。実は、「官」が営利を追求しない、あるいは追求してはならないという神話が、今日に及び、政府から自治体に及ぶ各種公的組織の財政悪化問題を引き起こしたのだ。

しかし逆に企業は、営利そのものを追求し、サービスを私的空間に提供することと足りる組織として、認知されてきたのではないか。そうだとすると、企業は上記マス目のDに位置づけなければならない。しかし果たして企業は、Dのマス目に留まる組織なのだろうか。これが現代、社会的に最もラディカルな問題なのだ。

例えばテレビのコマーシャルに「社会に貢献する〇〇企業」というキャッチ・コピーを聞く度に、企業活動の社会性を気に止めずにはいられない。例えば、医薬品を製造しているのは、企業だ。そして医薬品は営利を追求する最たる組織の一つであることは、否定できない。そしてまた、この営利の大きさ故に、多くの企業が新規参入してくるのだ。まさに組織維持の財源が事業収入であり、組織目的が営利であれば、上記マス目のD以外に、医薬品を位置付けることは

できない。にも拘わらず、医薬品には公的なサービスが期待されている。すなわち、わたしたちは意識の上では医薬品メーカーをDに位置付けながらも、無意識の上ではBの役割を期待しているといえよう。

あるいは逆に、清涼飲料水メーカーは、典型的に財源は事業収入であり、組織目的が営利であって、その意味でDに位置付けられる。にも拘わらず、空きカンの処理に関して環境保護の目的から、公的な義務を負い始めている。その意味で、清涼飲料水メーカーは、自覚的にBの役割を担うことを社会的に要請されているのだ。

とりわけ、企業にあつて商品の生産ではなく、労務管理の面では、厳しく政府や、社会的正義の監視下にある。本来労働市場は自由に形成されていいものであるが、労働者保護を目的として、さまざまな規制が労使関係の中に介在している。労働基準法、雇用保険、最低賃金制度など、一面では政府介入が一番激しい側面が、労使関係だといつてもあながち過言ではない。¹⁰あるいは、労働組合が労働時間の公平性を求めて運動を持続させている例などを見るにつけ、まさに企業といえども、「公」マインドを意識しない訳にはいなくなつてきている。

このことは、一体何を意味するのだろうか。環境という公共財が企業生産の要素に大きく参入してくるようになってくると、生産そのものが公共財を消費しているために、企業そのものが「公」にならざるを得ない。¹¹あるいはまた、企業にあつても、労使関係は「公」のものなのだ。というのも、誤解を恐れずにいえば、企業は労働力商品として雇用者の能力を生産活動に投入する、いいかえれば生産的に消費する訳だが、その消費は一面、人格をもった人間性を消費しているのだ。このような労働力消費は大きく人格と関連している以上、つねに「公」でなければならぬ。このような経緯から、私企業は「私」的性質を保持しているものの、大きく「公」に拘束されている。¹²

このように整理してみると、Dのマス目に入る組織にあつても、現実にはBの役割を担うことが本来的に要請されているのだ。その意味で、企業は社会的公器に他ならない。だとするなら、企業といえども、何らかの程度においてBの役割を果たさなければならぬのだ。不思議なことに、商品のことを英語では、goodsと呼ぶ。興味本位に類推をすれ

ば、社会的に good = 善であることが、商品に期待される社会的性質なのかもしれない。

このような企業の社会化 = 「公」化、すなわちマス目であれば、DのBへのシフトに加え、さらに「公」を担う自覚的な組織が、最近急激に注目を浴び始めている。それがNPOだ。NPOは、本来的にはBのマス目に位置している。組織維持は事業収入によって賄われ、非営利を目的とした組織だ。いいかえれば、社会的にBのマス目に位置する組織が急激に必要とされ始めているといえよう。⁽¹³⁾

そもそもNGOとは、non-governmental organizationsの意味であり、国際組織の一つとして認知された組織だ。それに対してNPOはnon-profit organizationの意味であり、営利活動を専らとしない、すなわち非営利を組織原理とした社会的な組織を指している。ただ、日本ではともすればNGOやNPOは、少数の人々がボランティア的に国際貢献、あるいは社会貢献している組織だと思い見なされている傾向が強い。しかし決して少数のボランティアによって支えられている組織ではない。その具体的事例は、日本最大のNGOの一つに、日本赤十字社を上げることができる。日本赤十字社は決して少数のボランティアの集まりではない。地域の社会福祉協議会もそうだし、さまざまなボランティア組織もそうだ。

さらにいえば、これらの組織で雇用されている人々がいることも忘れてはならない。NGOやNPOは、通常考えられているような企業体に近く、その結果雇用を創出する組織であることも、忘れてはならない点だ。

いずれにしても、このBのマス目に入る組織が、Aのマス目の役割を果たし始めているし、また逆に社会はBのマス目に入る組織に、今度はAの役割を期待するという現実は、果たして何を意味しているのだろうか。実は、この問題が極めて今日的に重要であり、ラディカルに社会構成組織のあり方を問い掛けはじめの端緒となっているのだ。すなわち、「官」と見なされていた空間に、「民」が参入し始めているのだ。そしてまた、この「民」の参入はより積極的に評価され、また積極的に「官」の領域に受け入れられているのだ。さらに付け加えていえば、この「官」が独占していた領域

に「民」が参入することが、逆に求められているのだ。

古典的な官と公の関係理解・公⇨官のみ

現代的な官と公の関係理解・公⇨官+民

このように整理してみると、実はこの民に一体何を入れるのかによって、さまざまな組織が公の担い手として登場してくることになる。例えば、労働組合はどうか、医師会はどうか、さらに農協はどうか。自治会、町内会、子供会など、この機能を担った組織は次から次へと現れてくることは、想像に難くはない。「公」の担い手は、社会に無数に存在するのだ。そしてまた、「公」の担い手が無数に存在することは、「官」と「民」、ならびに「公」と「私」の二組のメルクマールを想定することによって、理解可能なのだ。

そこで、もう一度整理すると、「公」の機能空間を担う組織には、根本的にはAとBの二つの作用があることを確認しなければならない。そしてまた、「民」もまた「公」を担う大きな要素をなしているという根本的な「公」構成原理を確認しなければならない。新たな「公」サービスの担い手図は、まさに

本来Aに属する組織・学校、病院

新たにBに属する組織・企業　NGO、NPO

の二つの方向に見られる。実は、社会はこぞつて「公」の機能を多様なアクターによって支えあうことを求め始めているのだ。「公」は「官」だけのものではない。そうではなくて、民も私も含まれるのだ。

果たしてわたしたちは、「公」を「共」にする「公共」の観念を手に入れることができた。「公」を支える「共」は、「官」とそれ以外のすべての組織が含まれている。企業といえども、例外ではない。まさに共(とも)―友(とも)でなければならない。その意味で「共」となる「友」の発見こそが必要不可欠なのだ。

(3) 「官」の私可と「民」の公化

このように、パブリックな空間サービスを担うアクターとして、官と民の双方が確認することができた。その意味で、「官」と「民」の区別は今日的行政サービスが高齢者介護にも見られるように、極めて曖昧になってきている。そこで、重複を恐れずに、再度多くの組織がBのマス目に収斂する状況について、分析をくわえて見ることにしよう。

思い起こせば、新保守主義のイデオロギーが世界を支配した時代にあつて、イギリス・サッチャー政権は小さな政府を実現するために、民営化を説いた。イギリス航空の民営化、イギリス鉄道の民営化など、一面ではサッチャー政権は民営化の歴史でもあつたといえよう。同じく、日本にあつても、往時の中曽根首相は、国鉄・電電公社などを民営化したことも、記憶に新しい¹⁴⁾。

実は「公」という空間にサービスを提供するのは、単に「官」だけでは不十分な時代に突入したのが、一九八〇年代ではなかったか。反転させていえば、それ以前の大きな政府の時代にあつては、「公」という空間を一面では「官」だけが独占してサービスを提供していたのかもしれない。そしてまた、社会の財政的基盤という条件によって、公空間のサービスを担うだけの民の力が十分ではなかったのかもしれない。¹⁵⁾ その意味でまさに「官」が保持するサービス維持機能が弱体化していったのが、新保守主義の時代ではなかったのか。

この状況は、まさに「官」によって営まれていた事業が、マス目であれば、Aに位置した機能をDに移行させようと

説
論
いう働きに他ならない。Dへの移行は民営化であり、と同時に「官」の私可を意味している。その意味で、「官」の私化は、一面理解が容易だ。⁽¹⁶⁾

では、「民」の公化とは、一体どのような状況を意味しているのだろうか。この一〇年の動きを見てみよう。ここ一〇年、マス目の動きはどうなっていたのか。マス目の動きには、以下の二つが確認できる。その二つとは、第一に、企業の社会化であり、第二は新たな「公」機能を担う組織の創造だ。この二つを整理すると、以下のように表示することができる。

企業の社会化

(D↓B)

NPO、NGOの創造 (Bの創造)

そこで順次この動きについて、分析を加えてみることにしよう。まずDのBへのシフトについて。本来企業は社会的公器であるといわれていながらも、決して公の器としては理解されていない。確かに企業は商品生産を通して社会全体に寄与する組織として位置付けられているかもしれないが、しかし本来的には営利を追求する組織として理解されてはこなかったか。すでに述べたように、マルクス主義にあつては、企業は労働者を搾取するまったくプライベートな組織以外の何物でもなかったのだ。すなわち、資本家という私的利益を追求する組織以外の何物でもないと理解されてきたのだ。

しかし最近では、企業自身がBのマス目に入ることを意識して営利活動をしなければならなくなってきた点に、現代という時代の特徴を読み取ることができているのではないか。典型的には、広告や宣伝に環境との共生を訴える企業が多くなったという現実、社会の発展に大きく寄与しているというメッセージを多くの企業がラディカルに求め始めら

れているからではないか。その意味で、企業は消費者に対して、単に商品の性能を訴えるだけでなく、企業の社会的責任を明記しなければならなくなってきているといえよう。

あるいは、バブルが絶頂期にあった日本で、企業のメセナ活動として、コンサート、展覧会、セミナー支援、各種財団の設置が目白押しであった。企業が余剰の利益を社会的に還元し始めたのだ。たしかにバブル崩壊以降の日本において、このメセナ活動を発見することは、かつてほど容易ではなくなっている。にも拘わらず、例えばサッカーゲームを企業がサポートするケースなど、スポーツ振興という社会的ニーズに応えることで、企業のイメージを革新しようという考えはいまだに根強い。

いずれにしろ、このように企業イメージの創造からメセナ活動まで、企業のB的機能を強調しようとする運動は顕著だ。そしてまた、これこそが新たな企業戦略の一つとして、位置付けられている。

しかし企業のDからBへのシフトは、単に企業のイメージ戦略だけに留まらない。ラディカルな変化は、企業が創造する商品内容が、ぞくにいうハードなものから、ソフトなものに移行し始めているという事実にある。例えば福祉産業にあつては、本来的にそれ自身が産業である以上、Dに属していることは否定できない。しかし介護サービスを基本とする企業にあつては、例えばそれが単なる企業イメージの創造にしかつながらなかったとしても、公のサービスを提供しているのだという意識は強い。この傾向は、例えば単なる電気製品を製作する企業に比べて、社会貢献度はより強く意識されている状況の中に発見することができる。というのも、かつてのように、企業といえども、単なるハードな製品を作るだけに留まらず、現代では介護サービスなどソフトな製品を作らなければならなくなってきた。この状況下では、人へのサービスが第一義的であり、その意味で単に製品の機能ではなく、人の喜びそのものを販売しなければならなくなってきた。

身近な例を上げれば、従来タクシー業界は高齢者と身障者を利用客として好まなかった傾向がある。それは一面では

移送というサービスが何らかの意味で、差別的におこなわれてきた状況を示している。しかし介護タクシーが全国的な注目を集める昨今、介護というサービスを企業の側から提供することによって、営業成績を上げようという顧客市場開発の意識は、決して社会的にネガティブに受け止められてはいない。従来このような介護や移送といったソフトを中心としたサービスは、企業の守備範囲ではなく、どちらかといえば行政が提供するサービスであった。しかし、その行政が専らとするフィールドに企業が参入し始めているのだ。

このように、企業にあっても単に企業内部の論理だけに留まるのではなく、広く社会との接点を求めることで、企業自らの新たなアイデンティティを確立しようとしているのが、現在のローカル・システムの状況ではないだろうか。

いい換えてみれば、まさに社会との共生を企業が念頭に置き始めているのだ。その意味で、マルクスの時代とは異なって、企業自身が社会的公器としての立場を確認し続ける必要性は、かつてなく格段に高い。端的に言えば、社会との共生、環境との共生を、それが例えスローガンであろうとも、企業は口に出さなければならぬ時代に入っている。と同時に、ここで確認して置かなければならない点は、より多くの場面で、まさに共生がキーワードとして、企業が社会に働きかけるケースで、多く発見できるのだ。

この流れを企業の社会化と呼ぶことにしよう。社会とはまさに典型的に公空間であり、その意味で公を共にするアクターとして企業が位置付けられなければならない。ここに、第一義的に公を共にする「共」を発見することができる。

ではBの創造は、どうだろうか。ここに登場するのが、まさにNGOであり、NPOだ。実は、ここに典型的に「公」を支える新たな「共」の一員であるアクターの発見が可能なのだ。組織維持のためには営利性、組織目的には公的サービスという組織図に収斂しつつあるのが、現代なのだ。

従来日本では、NGOやNPOは少数の人間が善意を基礎として利益の上がない分野に社会的正義を実現しようとする組織だという認識が強い。しかしすでに述べたように、NGOは、非政府組織であり、極端に言えば政府以外のす

すべての組織は本来NGOなのだ。当然、NGOには、ノンガバメントという意味である以上、自治体も含まれる。¹⁷⁾

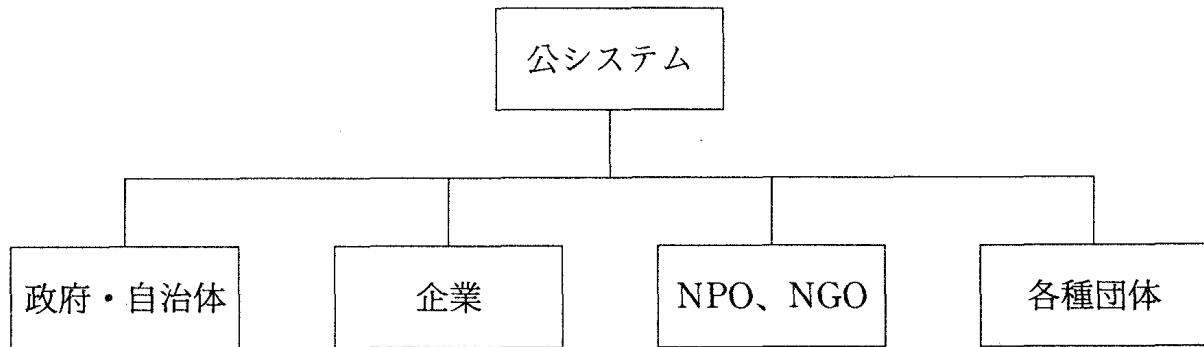
自治体も含めたNGOは、オーガニゼーションである以上、組織としての運営が期待されている。その意味で、決して少数の人間が非営利的に社会貢献をする集団としては、理解されてはいないのだ。とりわけ、自治体にあつては財源は税によってまかなわれているが、その意味でマス目Aに位置しているが、Bに位置する様々組織と連携しながら、多くの国際協力を実施していることは、銘記しなければならない。¹⁸⁾

あるいはNPOにしても、プロフィットの多くの部分を社会に寄付している企業にあつては、プロフィットを単に私的に独占しようとしている訳ではない。例えば、企業は多くの財団を創設している。このような財団は、音楽を提供し、福祉をサポートし、子供の教育に参加している。一面では、すでに述べた企業のみセナ活動は、企業そのものも本来的には、マス目Bに所属する組織でなければならないのかもしれない。

このように整理してみると、いよいよBの機能が社会的に、そして今日的に、その重要性を増してきている。官と民のボーダーレス化は、何らかの程度に依じて、一面容易に理解可能だ。しかし果たして、公と私の関係はどのようなのだろうか。興味あることに、英語では官にはauthorityという単語を、同じように民にはprivateという単語を、それぞれ当てはめることができる。同じように、公にはpublicという単語を、そして私privateという単語をそれぞれ当てはめることができる。しかし不思議なことに、英語では官と公の区別は可能であっても、民と私の区別は同じ単語が当てはめられる以上、不可能なのかもしれない。その意味で、一面では日本においても、「官」と「公」の区別は直感的に可能であっても、「民」と「私」の区別は、必ずしも容易ではない。しかし「民」をアクター、「私」をシステムと位置付ければ、「私」というシステムを官が担っても不思議ではない。と同時に、「民」というアクターが「公」というシステムを担ってもまったく不思議ではないのだ。

ここで確認されなければならないのは、まさにBそのものに新たなローカル・システムを支えるアクターが登場し始

図7-2 公システムとそれを支えるアクターの関係



めているという事実であり、またこのBが「公」を「共」にする公共の共を構成しているという事実なのだ。ここに、公共の新たな意味が確認することができる。

(4) リヴァイアサンの登場

ところで、このように整理すると、あたかも各々のマス目が新たな位置を目指して移動を開始しているだけのように思われる。しかし実は、このマス目移動の背後に何を発見するかが、わたしたちのラディカルな課題でなければならぬ。端的にいえば、このマス目移動に見え隠れする状況とは、押しなべて「公」の再構成といえる。新たなサービスの提供者として、NPOやNPOが登場し始めると同時に、企業事態が新たな公サービスの提供者として登場し始めているのだ。この点に思いを馳せると、官も民も公という空間を担う単なるアクターに過ぎないという結論を得ることができる。そこでは「公」はそれなりに明確であったものの、極めて不明確であった「共」の概念が明確になってくる。官も民も共に公を支えるシステムこそ、ローカル・システムにおけるシステムとアクターの相克の構図に他ならない。まさにシステムの支えとしてのアクターは、社会を構成するすべての組織なのだ。今日的にいえば「共生」の原理だ。その意味で、公空間から孤立した組織はあり得ないということ、とにもかくにも確認しておかなければならない。

問題は、この思想的枠組みの変化をどのように個々のアクターに提示できるかに掛かっている。端的にいえば、公的空間の担い手は、単に官だけではないという意識を、個々の

アクターがどこまで共有できるかどうかにかかっている。公的空間を共にする装置をどのように立ち上げていくのか、それがこれからの最もラディカルな課題に違いない。

とりわけ、この公的空間の担い手の再規定は、ローカル・システムにおいて最も急務だといえよう。例えば、分権社会を創造するにあたって、ナショナル・システムの基本的な組織である政府が直接的に市民と接している訳ではない。⁽¹⁹⁾あの悪名高き機関委任事務という行政システムの運営方式の下では、あくまでローカル・システムの主たる担い手である自治体が住民接触の最先端なのだ。そしてまた、このローカル・システムこそ、目に見える規模の公を共にするシステムなのだ。

では、具体的にどのような試行錯誤が必要なのだろうか。「共」を創造する場合の最大の課題は、「共」というシステムを維持するコストを誰が払うのかという問題だ。「共」概念がそのまま便益を約束するのであれば、問題の解決は一面では見やすいといえよう。というのも、端的に言えば「共」のメンバーになることによって利得を得ることが出来るからだ。しかし「共」へのメンバーシップが利得ではなく、コストをとまう場合、果たしてアクターは「共」の仕組みに参加するだろうか。

例えば、環境問題を取り上げてみよう。環境問題は、従来はゴミ処理問題として自治体官が専らとして取り組んできた課題だ。しかし処理する側の論理だけではなく、まさにゴミを出す側の論理が問題となり始めている。ゴミを出す側の問題として、とりあえず以下の二つが上げられる。一つは、ゴミは単なる企業廃棄物だけにとどまらず生活ゴミ、端的に言えば市民みずからのゴミも大きな課題となり始めている。さらにゴミ処理上におけるマイナスに働く負荷が企業や住民を超えて一様におおいかかってくるという問題だ。

この二つの問題を見る限り、ゴミ問題の加害者と被害者を区別することはほとんど不可能となってくる。加害者が即、被害者であり、被害者もまた他の生活圏にいけば加害者となってしまう。しかしやっかいなことに、被害者意識は即座

パターンA

悦び	「共」である意識によって悦びを見出す
利得	「共」であることによって利得を得る

パターンB

負担	「共」である意識によって負担を感じる
不利益	「共」であることによって不利益を被る

に醸成されるものの、加害者意識が即座に醸成され、そしてまた即座に市民的広がりを持つことはない。

この状況で、被害者と意識している住民にゴミ処理コストをどのように負担してもらうのか。課題は、ますます複雑になってくる。例えば、加害者としての意識を醸成するために、あるいは加害者としてのコストを負担してもらうために、ゴミ袋有料化に踏み切る自治体が多い。しかし、缶ジュース一本の価格とゴミ袋一〇枚程度の価格が比例する。まさに、それほど、ゴミの処理に対してはコストを払ってはいない。

缶ジュースはコストに対して、清涼感というリターンがある。しかしゴミ袋には、コスト意識だけが残る。このマイナス負荷をどのように共有するのか。問題は決して単純ではない。しかし反面、企業が自然をまもるという企業イメージを上げるための戦略として利用するケースが多い。昨今、イメージを維持するためのコストは、直接的に住民に掛かってくる訳ではない。確かに、広い意味で、そして長い意味で環境をまもることが自らの利益につながるのだと説明しても、短期的、今日的には広範な市民の支持を受けるところとはならない。

このように整理してみると、「共」の意識を創造するために必要とされる戦略は、上の図のように整理することができる。この過程では、「共」の発見は比較的容易だ。しかし、現実には、パターンAではなくパターンBが強い。というのも、もし「共」であることによって、悦びと利得が自然に得られるのなら、「公」は資本主義の市場として成立することになる。しかし、まさに「公」が資本の論理で成立しない点に、「共」を創

造する必要が隠されている訳だ。

では、どうすればよいのか。一面では、まさに「公」を「共」にする必要性を強権的に発動する以外、方法はないといえる。それは、丁度第I部でみた、リバイアサンモデルに近い。パターンAをパターンBに変容させるには、まさに一定の強権力が必要なのだ。

一定の結論からいえば、まさに社会の各構成要素に含まれている「公」の働きを抽出し、その「公」を各々の構成員に埋め込まれた風景として成立させる以外に、方法はない。端的にいえば、風景を代える作業こそ、これからのリバイアサンの働きでなければならぬ。

すでに第I部で見たリバイアサン・モデルに立ち返ってみよう。リバイアサン・モデルが意味した構図とは、システムとアクターの利益が一致しないモデルを意味していた。すなわち、アクターが自主的に一定の利得を求めようとした場合、そこには万人の万人に対する争いしか、発見することはできなかつたのだ。この過程では、まったくシステムとアクターは相克状態にある。この問題を解決するために、ホップスはまさにリバイアサンという怪物を想定せざるを得なかつたのだ。

考えてみると、日本の自治体にあつて、このペーパーの論理からするとローカル・システムにあつて、公共財の保全と公共財の有料化を実施するためには、一定の権力構造が必要となってくる。当然、首長は、ポピュリズム的政治意識の中にあり、コストを主張する条件を整えてはいない。しかしリバイアサンは天から降りてはこない。人々の意識の中に埋め込まれたリバイアサンのマインドを覚醒化する以外に方法はない。その端的な事例が、住民投票であるかもしれないのだ。

歴史を振り返ってみた時に、様々な矛盾に出会う。民主主義を実現するに当たっても、権威主義的に民主主義を論じなければならなかつた。また、人民の利益を実現するために社会主義を論じるに当たっても、前衛という指導者集団を

創造せざるを得なかったのだ。民主主義的に権威主義を論じることは不可能であるものの、権威主義的に民主主義を論じることは可能なのだ。そういえば、ヒトラーを始め多くの独裁者は、まさに民主主義の中から誕生しているのだ。⁽²⁰⁾

ローカル・システムを見るにつけ、一方では確かな歩みとしてDのB化や自立的なBの創造を発見することができる。しかし、ラディカルに「公」を「共」にするシステムを創造するためには、「公」マインドを保持したアクターと共生して、「共」マインドの中に「友」マインドを創造していく以外に方法はないのかもしれない。⁽²¹⁾ その過程で、リバイアサンが住民投票の形をとって、あるいは直接請求権という形をとって、「公」システムの変容を求めてラディカル・アクターとして登場する必要があるのかもしれない。アクター間の「共」||「友」だけに留まらず、アクターとシステムの間には「共||共生」と「友||信頼」が醸成される必要性は、日ごとに強い。リバイアサンは悪魔の手先なのか、善魔の手先なのか。現代は、善もまた魔になる時代かもしれない。そのことは、将来のテーマとして、ここではともかくにも、リバイアサンの状況が「公共」のマインドを巡って必要とされていることだけを、確認して置くに留めておくことにしよう。

(1) cf. Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit* (Luchethand 1962). 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換』(未来社 一九九四年) Richard Sennett, *The Fall of Public Man* (New York, Alfred Knopf 1976), 北山克彦・高階悟訳『公共性の喪失』(晶文社 一九九五年)。

(2) 一般に日本では、ローカルを地方と訳す傾向がある。しかし英語で意味するローカルとは、生活圏のことであって決して田舎ではない。田舎はプロビンスと呼ばれ、ローカルとは異なるとされている。例えばNGOの標語である「Think global, act local」にしても、地球的に考え、田舎で行動しようとしているのではない。そうではなくて、自らの足元||ローカルで行動しようとしているのだ。その意味で、ローカルとは田舎ではなく、自らの足元を指した自治の組織を意味している。ローカルの意味に関しては、藪野祐三『ローカル・イニシアティブ―国境を越える試み―』(中公新書 一九九五年)を参照。

- (3) このような担い手として、最近ではNPOが急激に注目され始めている。問題は、なぜ今日このようにNPOが急激に注目を浴びるようになったのかという、その社会的背景を理解することにある。
- (4) この問題については、すでに詳しく官民公私論としてまとめたことがある。藪野祐三「イデオロギーとしての公共政策」法政研究第六五巻第一号、参照。
- (5) 英語での「官」は、authorityに近い。日本語ではオーソリティは権威と訳されるが、当局の意味に近い。David Easton, *The Political System: an inquiry into the state of political science 2nd ed.* (New York, Alfred Knopf, Inc. 1971). 山川雄巳訳『政治体系—政治学の現状への探求—』(ペリカン社 一九七六年)。この中で、イーストンは当局の意味で、オーソリティを使っている。
- (6) この整理図には、サービスの提供側を中心にまとめているために、サービスの消費者である家族や家庭、あるいは各種任意団体は含めてはいない。ただ、家族が、あるいは任意団体がサービスの提供者側にまわった場合、具体的にはNPO活動などを始めた場合、このいずれかのマス目に入ってくる。その意味で、当面この図はサービスの消費者を念頭には置いてはいない。
- (7) 費用・便益の観点からいっても、「官」の運営に「民」が参加できるのは、税というコストをアクターである「民」が払っているからであって、「官」の思想的な構造によるものではない。問題は、逆に「官」はどうして強権的に租税を徴収できるのかにある。この点こそ、討議されなければならないが、当面どうして一切の民が「官」の運営に制限なく参加できるかは、費用便益の点から十分に説明することができる。
- (8) 一般に統治を中心とした政治権力が成立する空間＝場を指して「公」を意味する場合が多い。国家が「公」の典型に据えられるのも、実は排他的支配を貫徹する空間として、近代において国家というシステムが成立しているからだ。政治的支配は、必ずしも空間の排他的支配を意味する訳ではない。宗教的集団もまた、支配地域を巡って排他的支配を貫徹させようとする性質がある。あるいは企業においても、販売地域を排他的に支配する意図を持っている。しかしこれらが国家とまったく異なるのは、国家は物理的力を持って排他的支配を実現できるという性質を持っている点にある。そしてまた、この物理的支配は、明確な国境という線引きによって、画定される。このような国家の性質から、即座に「公」とはシステムとしては国家が支配する空間であり、またアクターとしては国家そのものを意味すると理解されがちだ。しかしわたしたちは、システムとしての「公」は、機能的に多多元的に存在しているとみなしている。そうしない限り、国家のみが、「公」空間を一元的に支配する組織だとみなされてしまい、結果として「公」の概念が極めて矮小化されてしまうからだ。cf., Leonard Tivory ed., *The Nation-State: The Formation of Modern Politics* (Worcester: Book Plan Limited, 1981).
- (9) この点に、まさに財政再建が必要とされる問題の経緯が存在しているといえよう。例えば、吉田和男『日本の国家予算』(講

談社 一九九六年)、参照。

(10) とりわけ、労働力商品は、個人の人格と大きく関わる性質をもっている以上、公的規制がつねに求められる。cf. Claus Offe, *Discovering Capitalism: Contemporary Transformation of Work and Politics* (Cambridge: Polity Press, 1985).

(11) 企業は本来、公共財を無料で使用しようとしてきた。その意味で、企業はまさにフリー・ライダーとしての性格を担保している。しかし公共財のフリー・ライダーの使用が禁止される時代状況では、企業は自ずとDの性格を一定程度公共性を担ったBの性格にシフトしていかなければならなくなっているといえよう。このシフトを十分に理解するには、公共財のあり方を歴史的に、かつ根本的に問い返さなければならぬといえよう。

(12) 公共財のあり方が、一挙に企業の公共性を問う方向を画定した。空気や水、あるいは環境といった要素が外部不経済として企業のコストの中に入ってくるに及んで、企業を公共政策の一翼を担う単位として、位置付け始めるようになった、詳しくは、足立幸男『公共政策学入門―民主主義と公共政策―』(有斐閣 一九九四年)。

(13) 本来、日本においてはこのBを積極的に担う組織として、特殊法人が設立されてきた経緯がある。社団法人を始めとするさまざまな日本の法人のあり方を見るにつけても、本来「官」が積極的にBをもカバーしてきた歴史がある。この経緯が、他方では天下一下りシステムを醸成してしまったといえよう。と同時に、まさにそうであるからこそ、Bもまた「官」|| Aによって担われるべきだし、また「官」|| Aも積極的にBを担おうとしてきた歴史がある。

(14) 民営化の方向については、藪野祐三『先進社会―日本の政治 III』(法律文化社 一九九〇年)に、詳しい。

(15) 例えば日本の自治体行政にあって、今日まで機関委任事務が幅を利かせていたが、これなど典型的に「公」を担う民間アクターが弱い時代にあつて、「公」を「官」が独占的に支配した歴史の現れだといえよう。機関委任事務の実態については、藪野祐三『ローカル・イニシアティブ』(前掲書)、八四―八六頁、参照。

(16) 「官」の私化は、また反面、「官」のスリム化をも意味している。世界はここ一〇年、「官」のスリム化に明け暮れてきた。片岡寛光編『国別行政改革事情』(早稲田大学出版部 一九九八年)、日本比較政治学会編『世界の行政改革』(早稲田大学出版部 一九九九年)参照。

(17) この点に関しては、藪野祐三「イデオロギーとしての市民」法政研究第六六巻第二号、参照。

(18) 自治体の国際協力については、NGOがまとめた資料集がある。NGO自治体国際協力推進会議編『市民と自治体がつくる国際協力』(一九九七年)。

(19) 分権型社会の意味が、日本では十分に理解されていない。分権といえは、即座に地方分権が想起されるが、分権型社会とは単に地方分権がすすんだ社会だけを意味する訳ではない。英語では、分権のことを、decentralizationと呼ぶ。直訳すれば非集中

化社会だ。いいかえれば、権力や権限、あるいは情報などが一部の人々に集中している状態を排斥する社会が、まさに分権型社会なのだ。その意味で、情報の分権のために情報公開が必要だし、男性が独占して所有する権限の分権のために男女共同参画社会が必要なのだ。分権とは、実際のところこれほどの広がりをもって理解されなければならない。cf., Danny Burns, Robin Hambleton and Paul Hoggett *The Politics of Decentralization: Revitalising Local Democracy* (London: Macmillan 1994).

(20) 政治史はこの矛盾に満ちた歴史を示している。イギリス革命期におけるオリバー・クロムウェル、フランス革命期におけるロベスピエール、ソビエト革命期におけるレーニンなのだ。一面では、現代の公共性概念の再生と復活も、歴史の皮肉を必要とするのかもしれない。

(21) 一般的にこの民主主義の条件を自治組織に見ようとする動きがさかんだ。古来、地方自治は民主主義の学校とも呼ばれたが、原点に戻って、民主主義の完成、いいかえればパブリック・マインドの養成をローカル・システムの中で実現しようとする考えが、大きくなってきた。cf., Lawrence Pratchett and David Wilson, *Local Democracy and Local Government* (London: Macmillan, 1996), Danny Burns, Robin Hambleton and Paul Hoggett, *The Politics of Decentralization: Revitalising Local Democracy*, *op. cit.* とりわけ興味あることに、この本の中では、住民を四つのカテゴリーでとらえることによつて、どのカテゴリーがパブリック・マインドの醸成に深くかかわっているかを分析している。その四つのカテゴリーとは、以下、client (常連)、customer (顧客)、consumer (消費者)、citizen (市民)だ。特に五〇から五一頁を参照すると、面白い。